

経営レポート 2012



いつもそばに、ずっといっしょに

山口県信用組合

目 次

■ ごあいさつ	1
1 山口県信用組合の歩み	2
2 事業方針	3
3 組織	4
4 総代会の仕組み	5
5 地域貢献	6
6 地域密着型金融の取組み状況	14
7 リスク管理体制 法令等遵守体制	15
8 個人情報保護法について	19
9 キャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み	21
10 苦情処理措置・紛争解決措置について	22
11 新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）	23
12 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）	32
13 報酬体系について	32
14 組合員の推移	33
15 経営環境・事業概況	34
16 営業地区と店舗配置	35
17 営業内容のあらまし	36
18 手数料の一覧	38

【資料編】

【経理・経営内容】

1 貸借対照表	39
2 損益計算書	46
3 剰余金処分計算書	47
4 粗利益	47
5 業務純益	47
6 経費の内訳	47
7 役務取引の状況	47
8 受取利息および支払利息の増減	47
9 主要な経営指標の推移	47
10 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	48
11 先物取引の時価情報	48
12 オフバランス取引の状況	48

13 総資金利鞘等	48
14 総資産利益率	48
15 その他業務利益の内訳	48
16 有価証券、金銭の信託等の取得価格 または契約価格、時価及び評価損益	48
17 1店舗当たりの預金および貸出金残高	48
18 職員1人当たりの預金および貸出金残高	48
19 預貸率および預証率	48

【資金調達】

20 預金種目別平均残高	49
21 預金者別預金残高	49
22 財形貯蓄残高	49
23 定期預金の固定・変動金利別残高	49

【資金運用】

24 有価証券種類別平均残高	49
25 有価証券の種類別・残存期間別残高	49
26 貸出金種類別平均残高	50
27 貸出金固定金利・変動金利別残高	50
28 貸出金業種別残高・構成比	50
29 貸出金使途別残高	50
30 消費者ローン・住宅ローン残高	50
31 貸倒引当金の内訳	50
32 貸出金および債務保証見返担保別残高	50
33 貸出金償却額	50
34 リスク管理債権及び同債権に対する保全額	51
35 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	51

【その他業務】

36 代理貸付残高の内訳	52
37 内国為替取扱実績	52
38 外国為替取扱高	52
39 外貨建資産残高	52
40 公共債引受額	52
41 公共債窓販実績	52
42 当組合の子会社	52

ごあいさつ

皆様には、平素より山口県信用組合をお引き立て頂き、厚くお礼申し上げます。

本年もここに、当組合の現況をご報告したディスクロージャー誌「経営レポート2012」（平成23年度版）を発刊いたしました。本冊子は皆様方に当組合の経営方針、業務内容、業績などについて、ご理解を深めて頂くための資料として作成しており、是非ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、当期における我が国経済は、昨年原発事故による電力供給のタイト化そしてヨーロッパ経済の不透明感と円高進行による輸出関連企業の業績悪化等、景況感の悪化要因は枚挙に苦勞しない昨今でありました。

その結果、産業の裾野の広い自動車産業を始めとするさまざまな分野での売上げの不振が日本全国に影響を拡大しており、依然として景況感の先行きに不透明感が否めない状況にありました。この厳しい経済状況の中、時限立法として施行された「中小企業金融円滑法」は来年3月で終了しますが、経済自体の低迷で中小零細事業者は出口戦略が不透明の状況であり、その中で当組合の果たす金融仲介機能やコンサルティング機能の重要性が一段と高まってきたところであります。

このように経営環境が一段と厳しさを増す中であって、当組合は役職員一丸となって努力してまいりましたが、23年度決算は、取引先が経営破綻に至るケースも発生し貸倒引当金を大幅に積み増したことから当期純損失を119百万計上することとなりました。しかしこのことは財務体質の強化と今後の経営の健全性の維持・確保につながることを確信しております。

24年度は、引き続き営業活動拡大に役職員一同鋭意努力し、地域金融機関として存在価値のある信用組合として、当組合は、地域の皆様方と共存共栄で業績向上に邁進する所存でありますので、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年7月

理事長 稲田 匠美

1

山口県信用組合の歩み

昭和 26 年 12 月	山口県知事の認可を得て小野田信用組合として設立 本店・セメント町支店・船木支店の3店舗で営業を開始
昭和 30 年 12 月	高千帆支店を開設
昭和 32 年 3 月	国民金融公庫代理業務の取扱開始
昭和 37 年 1 月	商工組合中央金庫代理業務の取扱開始
昭和 39 年 2 月	中小企業金融公庫代理業務の取扱開始
昭和 42 年 6 月	高千帆支店新築移転開店
昭和 57 年 12 月	西宇部支店新築開設
昭和 59 年 8 月	全銀データ通信システム加盟
昭和 61 年 11 月	新本店新築開店 (本店移転と同時にセメント町支店を廃止し統合)
昭和 62 年 4 月	住宅金融公庫代理業務の取扱開始
昭和 63 年 7 月	自営オンラインシステム開通 (業務取扱い開始)
昭和 63 年 8 月	おのだサンパーク出張所・A T M開設
平成 元年 12 月	本店A T M土曜日稼働開始
平成 2 年 11 月	全国キャッシュサービスに加盟
平成 7 年 3 月	埴生出張所・A T M開設
平成 8 年 11 月	全国信組共同センター (S K C) に加盟
平成 9 年 10 月	おのだサンパーク出張所A T M日曜日稼働開始
平成 12 年 4 月	厚狭信用組合と対等合併し、名称を山口県信用組合に変更。 店舗数は本店・高千帆支店・船木支店・西宇部支店・厚狭支店の5店舗となる。 郵貯とのA T M提携サービス開始
平成 12 年 5 月	ウエスタまるき中川店出張所・A T M開設
平成 12 年 10 月	デビットカードサービス取扱開始
平成 15 年 10 月	損害保険の窓口販売業務開始
平成 16 年 5 月	セブン銀行とのA T M利用提携開始 (セブンイレブンに設置されている同行 ATM の利用手数料無料化に参加)
平成 17 年 1 月	船木支店新築移転開店
平成 18 年 1 月	提携金融機関とのA T M相互入金業務と 他行カード振込業務の取扱開始
平成 19 年 5 月	第5次S K Cオンラインシステム稼働開始

2 事業方針

経営理念

当組合は互いの善意と信頼によって結ばれた協同組織金融機関であることを深く認識し、常に新しい価値を創生し、広くこれを提供することによって、組合員の経済的・文化的地位の向上と、地域社会の繁栄に貢献します。

山口県信用組合が理想とする揺るぎない目標は、この地域の住民・中小企業経営者の皆さま方に対し、相互に扶助し合う精神を基本原則として健全で幸せな家庭経済生活、建設的で活発な企業経営活動等を支援し、その伸展を図ってゆくことでもあります。したがって当組合は皆さま方にとって地域と共に歩む、いちばん身近な「コミュニティバンク」として、親しまれ信頼され、本当にお役に立つことが当組合としても大きな喜びであり、貴重な宝であると考え、着実に節度のある経営姿勢を堅持し、努力してまいります。

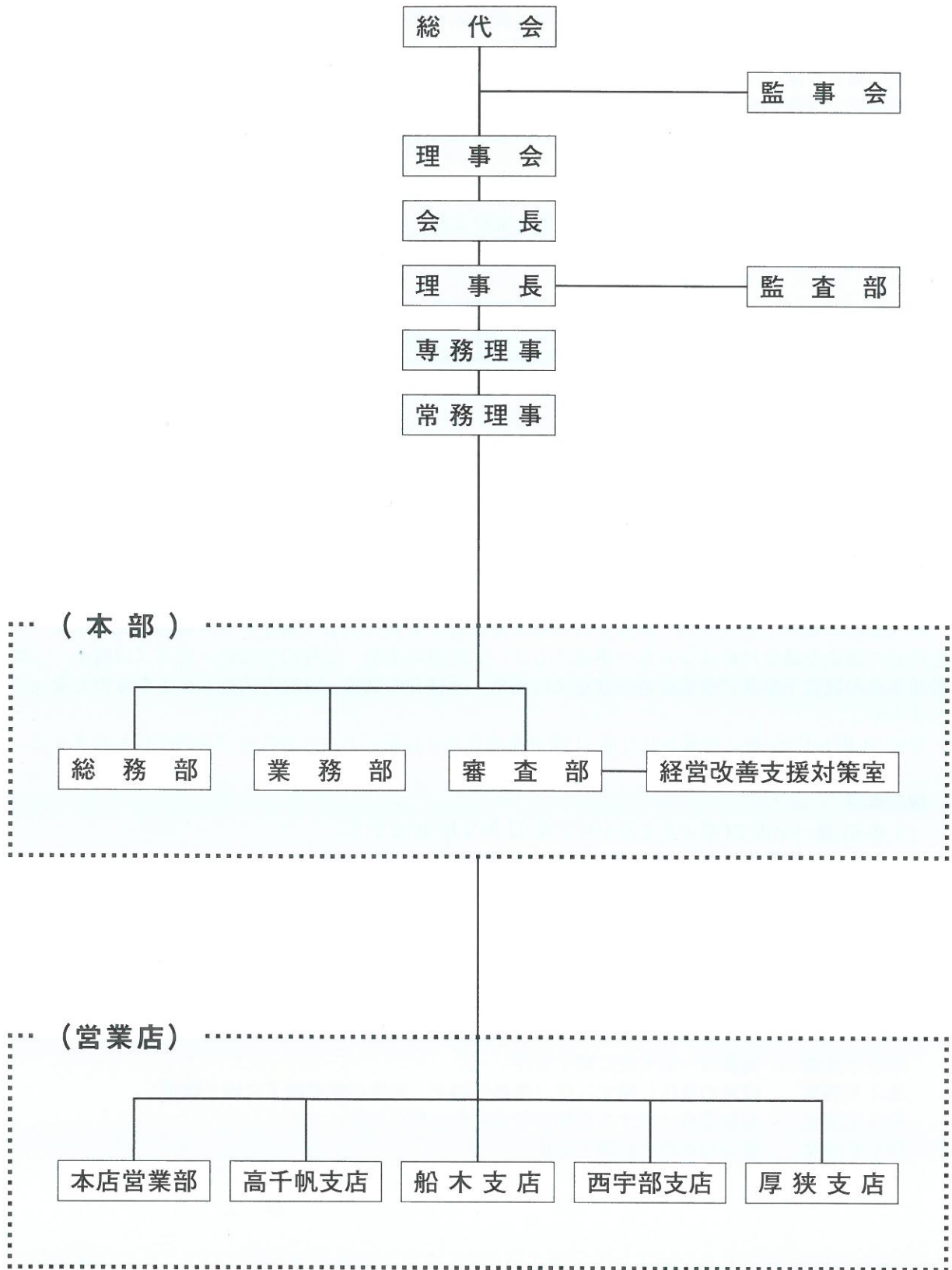
経営方針

山口県信用組合は、地域の皆さま方によって設立された中小企業協同組合法に基づく協同組合組織の金融機関です。私たちは、その使命と責任を果たすために経営の健全性を確保し、以下のことを着実に実行してまいります。

1. 当組合は、「お金」のない時代に、仲間同士が「お金」を持ち寄って助け合ったルーツを大切に、組合員の皆さまの利益をいつまでも第一に考えます。
2. 当組合は、中小零細事業者や住民1人1人の顔がみえるキメ細やかな取引を基本として業務に取り組みます。
3. 当組合は、付き合いの積み重ねが一番大切な信用と考え、フレンドリーな金融機関を目指します。
4. 当組合は、地域社会の一員として、信用組合の持つ経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組みます。

3

組織



4

総代会の仕組み

信用組合には、組合の意思決定機関として「総会」と総会に代わる「総代会」があります。総会は組合員全体で構成する組合の最高意思決定機関です。しかし、組合員数の多くなっている現在は、ほとんどの組合が総会に代わる総代会を設けています。

総代会は、定款の定めにより組合員数が200人を超える組合にあつては、総会に代わる総代会を設けることができることになっており、当組合の組合員は200人を超えているため総代会制を採用しております。

この総代会は、総代選挙規程の定めに基づき組合員のうちから公平に選挙で選ばれた総代で組織されており、総代の定数は110人、任期は3年と定めております。

地区毎の総代定数

本店地区	50人
高千帆支店地区	20人
船木支店地区	5人
厚狭支店地区	35人

総代会には毎年1回（6月）開催される通常総代会と必要に応じて開催される臨時総代会があり、総代会の議決を経なければならない事項として、①定款の変更 ②規約の設定・変更又は廃止 ③毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 ④経費の賦課・徴収方法などが主なものとなっております。

平成24年6月27日に開催された第61期通常総代会では次のとおり報告及び決議が行われました。

報告事項

- (1)第61期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告ならびに貸借対照表、損益計算書の内容報告の件
- (2)監事の監査報告

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認に関する件
- 第2号議案 第62期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業計画および収支予算案承認に関する件
- 第3号議案 定款の一部変更に関する件
- 第4号議案 役員を選任に関する件（理事の補充、監事の任期満了に伴う改選）
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金支給に関する件
- 第6号議案 組合員の除名に関する件

以上

5 地域貢献

山口県信用組合は地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな取引を基本としており、常に組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

1. 融資を通じた地域貢献

◇貸出先数及び金額

地域の皆さまにご利用いただいている貸出金の状況は、平成24年3月末現在で次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸出先数	金額
事業資金	314先	13,236
		(内設備資金) 2,579
		(内運転資金) 10,657
住宅ローン	193件	1,762
消費者ローン	1,320件	662

◇地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、山口県や山陽小野田市、宇部市の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、平成23年度現在で216件、3,000百万円のご利用をいただいております。

これらの地方自治体による制度融資は、中小企業の経営の安定強化を図るために、中小零細事業者の方が必要とされる事業資金の中で、民間金融機関では十分な融資を受けることが困難なものについて、県・市町村において、その量的・質的な補完を行う制度であり、県・市町村から預託する原資と当組合の資金とを協調して、当組合からの融資として資金を供給するものです。

「山口県中小企業制度融資」の概要

中小企業制度融資は、経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金及び経営安定支援資金の4種に区分し、更に、資金用途や融資対象により、17種類の資金メニューとしています。

中小企業制度融資を利用しようとする場合は、次の要件等を全て満たしている必要があります。

①規模の制限

中小企業制度融資の対象となる中小企業の範囲は次表のとおりです。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員数
製 造 業 等	3 億 円 以 下	300 人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	5 千 万 円 以 下	100 人以下
小 売 業	5 千 万 円 以 下	50 人以下

なお、次表の業種については、表中の資本の額等が適用されます。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員数
ゴム製品製造業	3 億 円 以 下	900 人以下
ソフトウェア業	3 億 円 以 下	300 人以下
情報処理サービス業	3 億 円 以 下	300 人以下
旅 館 業	5 千 万 円 以 下	200 人以下

②業種の制限

次の業種以外の業種が対象となります。

1. 農業
2. 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
3. 漁業
4. 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

※一部の業種によっては対象とならない場合があります。

③事業歴

県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていることが必要です。
（資金によっては要件を緩和し、新規開業等も対象としています。）

④資金用途の制限

事業資金であることが必要です。

ただし、転売用不動産の取得と見られるものなど、資金用途によっては対象とならない場合があります。

⑤その他

事業税（個人事業税、法人事業税）の滞納がないことや、信用保証協会の求償権先でないこと等の要件があります。

山口県中小企業制度融資

平成 24 年 4 月 1 日現在

資 金 名	融 資 限 度 額 千円	融 資 利 率 () は責任共有制度対象外の場合 年%	保証料率 年%	融 資 期 間 () は据置期間 年以内	
経営基盤強化資金					
産業集積活性化資金	500,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.2 (2.0) 5年超10年以内 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3) ※保証無は () の利率に0.3%加算	(0.34 ~ 1.76)	運転 5 (1年) 設備 20 (2年)	
雇用創出支援資金	280,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超10年以内 2.0 (1.8) 10年超 2.2 (2.0)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	
離職者緊急雇用対策資金	30,000	5年以内 1.2 (1.0) 5年超 1.3 (1.1)	0.34 ~ 1.76	10 (2年)	
子育て支援等環境整備資金	50,000 (運転20,000限度)	5年以内 1.6 (1.4) 5年超 1.7 (1.5)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	
地域産業活性化資金	100,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.2 (2.0) 5年超10年以内 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	
設備投資拡大支援資金	280,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.2 (2.0) 5年超10年以内 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	
事業円滑化資金	200,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.4 (2.2) 5年超10年以内 2.6 (2.4) 10年超 2.7 (2.5)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	
組合事業資金	250,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.2 (2.0) 5年超 2.3 (2.1) ※保証無は () の利率に0.3%加算	(0.34 ~ 1.76)	運転 5 (6月) 設備 10 (1年)	
創業・新事業展開支援資金					
起業化支援資金	新規創業枠	20,000	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	10 (2年) 運転のみは 5 (1年)
	再チャレンジ枠 [責任共有制度対象外資金]	10,000	5年以内 1.7 5年超 1.8	0.65	10 (2年) 運転のみは 5 (1年)
ベンチャー企業成長支援資金	50,000 (運転20,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	
新事業展開等支援資金	100,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	
地域資源活用支援資金	100,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	
小規模企業支援資金					
小規模企業支援資金	25,000 (景気対応緊急保証対象者 80,000) (無担保無保証人 12,500)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 10 (2年) 設備	
小規模企業支援小口資金 [責任共有制度対象外資金]	12,500	5年以内 1.7 5年超 1.8	0.40 ~ 1.76	運転 5 (6月) 設備 7 (6月)	
季節資金(夏季・年末資金)	運転	別に定める。		5月 (一括)	
経営安定支援資金					
経営安定資金	80,000	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	10 (2年)	
経営支援特別資金	80,000	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	10 (2年)	

「山陽小野田市及び宇部市の中小企業制度融資」の概要

山陽小野田市及び宇部市の制度融資は、中小企業振興資金等下記の資金メニューを取り扱っております。

なお、これらの制度融資を利用する場合、次の要件を充たしていることが必要です。また、保証料については市が全額補助します。

- ①市内に1年以上居住し、かつ引き続き1年以上現事業の営業経歴が有ること。
(資金によっては要件を緩和し、新規開業等も対象)
- ②融資を受けようとする会社(代表者を含む)または個人が市税等を完納していること。
- ③中小企業者または小規模企業者(従業員が20人以下、但し商業・サービス業の場合は5人以下)であること。

山陽小野田市中企業制度融資

平成24年4月1日現在

資 金 名	融資限度額 千 円	融資利率 年 %	保証料率 年 %	融資期間(年以内) ()内は据置期間
中小企業振興資金	7,500	1.9	0.45～1.90	運転 5年(3月) 設備 7年(6月)
独立開業資金	5,000	1.9	0.45～1.90	5年(3月)
連鎖倒産防止対策資金	2,500	1.7	0.45～1.90	運転のみ 5年(3月)
中小企業大型店対策資金	運転 10,000 設備 30,000	1.9	0.45～1.90	運転 5年(3月) 設備 15年(6月)
工場設置資金	50,000	2.2	—	10年(24月)

宇部市中企業制度融資

平成24年4月1日現在

資 金 名	融資限度額 千 円	融資利率 年 %	保証料率 年 %	融資期間(年以内) ()内は据置期間
小規模特別資金	(普通資金) 10,000	1.8	信用保証協会 所定の率	6年(6月)
	(開業資金) 3,500	1.8		5年
	(無担保無保証人資金) 10,000	1.8		5年(6月)
中小企業経営近代化資金	10,000	1.8		7年
中小企業事業所移転資金	15,000	1.8		8年

2. 取引先への支援状況等

「新ビジネスローン」 の取扱状況

地域の中小零細事業者の繁栄をお手伝いするために、平成17年4月から信用評価の低い中小零細事業者のうち、潜在能力と事業継続の可能性が有る事業者への円滑な資金供給を行うことを目的とした「けんしんビジネスローン」を取り扱っており、平成24年3月末現在で58件、296百万円のご利用をいただいております。

本ローンは山口県信用保証協会との提携商品で、資金用途は運転資金とし、融資限度は1千万円まで融資期間は5年以内としております。

なお、商工会議所から所定の推薦を受けた事業者については別途、商工会議所推薦枠1千万円の特例も利用できます。

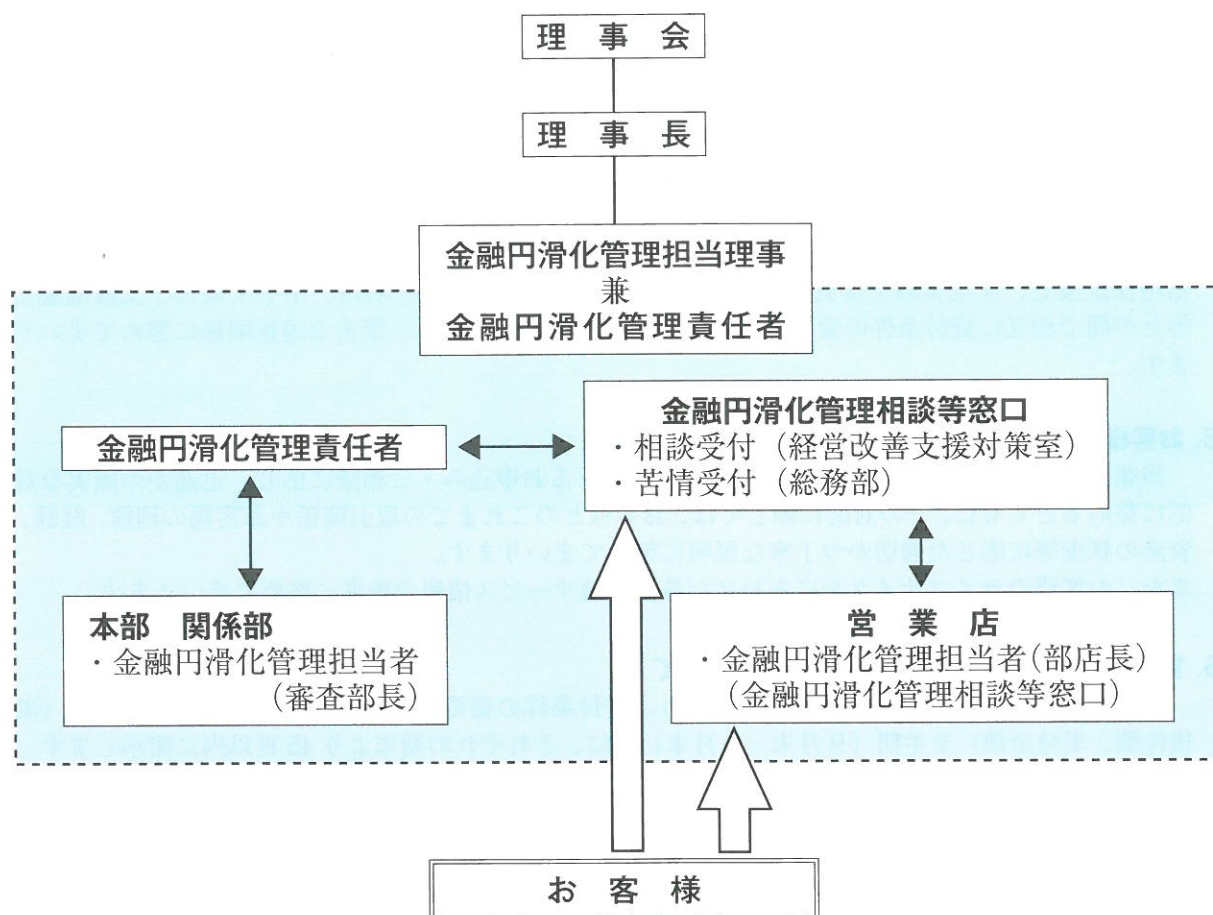
3. 金融円滑化への取組み

当組合は中小零細事業者や生活者の資金需要、資金繰りの緩和に対応するため、お客様の実態に即して、新規融資や貸出の返済猶予・条件変更などに積極的に対応していましたが、平成21年12月4日に「中小企業金融円滑化法」が施行されたことに伴い、「貸付条件の変更等の申込みに対する方針」を策定して、ご返済等に関するご相談窓口を本部・各営業店に設置し、これまで以上に中小企業等の金融円滑化に取り組んでいます。

◎中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況

期 間	件 数	金 額
平成23年4月1日～平成24年3月31日	387件	6,590百万円

◎金融円滑化管理態勢に係る組織体制図



◎貸付条件の変更等の申込みに対する方針

1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本支店の「ご返済等に関するご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職や退職、業績悪化などによる給与・ボーナスのカット、超過勤務の減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本支店の「ご返済等に関するご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

3. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握するための態勢整備について

- (1)当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に応じ、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、審査部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2)本部の金融円滑化管理責任者において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3)各営業店において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4)上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

4. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅金融支援機構、企業再生支援機構、事業再生 ADR、中小企業再生支援協議会等との間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に応じ、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

6. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数、累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

ご返済等に関するご相談については、営業店の窓口または本部の経営改善支援対策室までお問い合わせください。

経営改善支援対策室 TEL 0836-84-3300 FAX 0836-83-7100
受付時間 当組合営業日の午前9時～午後5時

4. 地域サービスの充実

◇情報提供活動

当組合は、平成12年から組合員等お取引先へ、暮らしや経営を応援する情報並びに信組の理念等をさりげなく編集した情報誌「ボンピバーン」を2か月に1回お届けし、好評をいただいております。

◇平成24年度の掲載予定内容

●巻頭エッセイ“KIZUNA SPECIAL TALK”

各方面で活躍中の方に登場していただきます。

いま一番大切にされていること、いきがいに感じていることを紹介していただき、その輝きと魅力の源を探ります。4・5月号は大橋マキ（アロマセラピスト）さんを、6・7月号は別所哲也（俳優）さんに登場していただき快く話していただきました。

これからもバラエティに富んだ豪華人選を予定しています。

●かんたん！健康チェック

最近話題になっている様々な病にスポットをあて、その病のセルフチェック方法や、予防・改善法を紹介。読者が日常手軽にできるものをセレクトして掲載。

また、コラムで旬の素材を使用した、高齢者や男性の方でも手軽に作れる簡単レシピを紹介します。

●インターネット活用のヒント

中小企業・個人でもインターネットを効果的に活用するヒントを紹介します。

●しんくみネット応援団

信用組合のお取引先を紹介。内容は紹介したい商品・サービス、しんくみとの出会い、地域とのかかわりなどを紹介いたします。

●“訪れたい日本の名所 名作紀行”

小説や映画、テレビドラマの舞台となった場所を訪ね、作品とオーバーラップさせながら、周辺の見どころ、歴史を紹介。歴史を紹介。

●“しんくみコミュニケーション”は読者からの投稿ページです。信用組合のファンの皆さんから毎号温かいメッセージが寄せられています。

●その他、名産品、ホテル宿泊券、グッズなど、プレゼント情報満載でお届けいたします。

5. 〈窓口対応〉ご意見カードの備付け

当組合では、お客様からのご要望等にお応えするため、「ご意見カード」を作成し、「投書箱」を窓口を設置しております。信用組合業務に関してお困りの事や当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申しつけください。

お客様各位

〈窓口対応〉ご意見カードのお願いについて

当組合では、苦情・相談業務を充実させるために、〈窓口対応〉ご意見カードを作成いたしました。お手元にご置きますカードに、当店の窓口対応に対する率直なご意見・ご感想等、お寄せいただきたくお願い申し上げます。

また内容確認等のため、出来るだけお名前・ご住所をお書き添えてくださいますよう併せてお願い申し上げます。なお、これに伴い、当組合の苦情・相談業務を、本部総務部でお受けすることも始めましたので、何かございましたらお気軽にお電話いただければと考えております。

今後もお客様との出会い・ふれあいを大切にいき、より良いサービスに努めてまいります。何卒、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

当組合の苦情・相談窓口 本部 総務部（本店二階）
TEL 0836-84-3300
（担当者：福田、原野）

6. 社会・文化貢献活動

当組合は地元のための金融機関として、「地域社会の発展に貢献する」ことを経営理念に、地域行事への参加等、地域に密着した社会活動を展開しております。

◇地元のイベントや祭りへの参加



(23年4月)「寝太郎まつり」に厚狭支店の職員が参加
「餅つき体験コーナー」のお手伝い



(23年5月)「日本列島クリーン大作戦」に本店と高千帆支店の役職員が参加
山陽小野田市スポーツセンターの周辺を清掃



(23年7月) JR小野田駅前の「ちょうちん七夕フェスティバル」に高千帆支店の職員が参加「金魚すくい」、「ヨーヨー」コーナーのお手伝い

◇寄付活動

○当組合は、(株)オリエントコーポレーションとの提携により、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っています。

このカードはピーターパンがデザインされたカードで、お客様の買い物などのカード利用代金の0.5%を当組合が選定した子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援する施設や団体に寄付しております。平成23年度は児童養護施設「小野田陽光園」に寄付しました。



6

地域密着型金融の取組み状況 (23年4月～24年3月)

当組合は協同組合組織金融機関として地域密着型金融を恒久的な枠組みにより、組合員皆様の事業振興と地域活性化等を目指して、以下の枠組みを推進してまいりました。

取組項目

1. 項目	顧客企業に対するコンサルティング機能の発展
2. タイトル	期間損益黒字化
3. 動機 (経緯)	取引対象先は、中小零細事業者 (企業) が大半であることより、事業再生対象先は収益力に応じた要償還債務年数を設定する。また、債務超過先については、債務超過解消見込年度を勘案した上での融資取組対応が地域の活性化に繋がると考えました。
4. 取組み内容	<p>○事業再生支援取組先は11先です。(今年度2先新規追加し、2先を対象外としました。)</p> <p>○経営改善支援対策室長、営業店より貸付担当役席者 (専担者) をメンバーとして、中小企業診断士、取引先を交えて取引先の業況、業界の状況、財務体質の把握に努め、「事業再生計画書」の策定や見直しの支援を行い、経営相談、助言、指導等の再生支援に取り組んでいます。</p> <p>○平成23年4月21日～22日、中国ブロック信用組合協議会主催の「目利き育成 (財務・企業分析基礎) 研修」に1名の渉外担当者が参加しました。</p> <p>○平成23年10月12日～14日、中国ブロック信用組合訂正不要協議会主催の「融資査定判断士育成研修」に1名の貸付担当者が参加しました。</p> <p>○平成23年11月16日～18日、中国ブロック信用組合協議会主催の「企業支援ランクアップ研修」に1名の渉外担当者が参加しました。</p>
5. 成果 (効果)	<p>【相手方にとっての成果】 金融の円滑化が図られ本業への集中が図られました。</p> <p>【当組合にとっての成果】 経営改善支援取組みによる職員のレベルアップと不良債権の未然防止が図られました。</p>
6. 24年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】 長引く景気低迷の影響もあり、販売費等の削減に取込んでいるものの安定的な利益確保の体質改善までには至っておらず、今後も改善計画の見直し等を含め継続的な支援を実施します。</p> <p>【今後の課題】 取引先へのコンサルティング機能の発揮が取組めるように、引き続き外部研修や内部勉強会の実施により、職員のスキルアップ等、人材の育成が課題です。</p>

取組み実績

経営改善支援等の取組み

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先 a			経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率	
	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	aのうち再生計画を策定した先数 δ				
109	11	0	9	11	10.1%	0.0%	100.0%

- 注) 1. 本票の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は、平成 23 年 4 月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β 」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は a には含みますが、 β には含んでおりません。
5. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった γ 」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「aのうち再生計画を策定した先数 δ 」は、aのうち、中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

7

リスク管理体制、法令等遵守体制

金融システム改革の進展と共に、金融機関の業務は一段と多様化、複雑化する一方で、経営上のリスクも急速に増加しております。

今や、金融機関は、従来にも増して自己責任原則に基づく経営の実践が求められ、リスク管理体制の強化、法令等遵守(コンプライアンス)体制の整備・確立が最重要課題のひとつとなっております。

こうした状況を踏まえ、当組合は、経営の健全性を確保しつつ、お客様の多様な金融ニーズに応えるため、経営体制の強化に努めております。

◆リスク管理体制

金融機関が取扱う商品の範囲拡大や情報通信技術の発達に伴い、信用リスクや市場リスク・事務リスクなど金融機関が直面しているリスクは複雑化また多様化しております。これら業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し、総体的に捉えて当組合の業務の健全性を確保するために、統合的なリスク管理体制の充実に努めております。

◎信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、堅実な貸出業務を推進するため、自己査定を厳正に実施し、その査定結果等を考慮した貸出審査業務を行っております。

また各種商品や財務分析等の研修を行い、職員の審査能力の一層の向上を図っております。

◎市場リスク管理

資産の健全性と収益性の向上のため、特に金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格変動をもたらす「価格変動リスク」に重点を置き、安定した収益の確保に努めております。

また経営の健全性を向上させることを目的としたALM（資産・負債の総合管理）システムを導入しております。

◎流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りに支障をきたす場合や、有価証券を売却する場合に通常の価格で取り引きが出来ない場合等に金融機関が被るリスクのことです。

当組合では、資産・負債のバランスに絶えず留意し、支払準備資産の適正な管理に努めるなど、支払準備資金の確保を図っております。

◎事務リスク管理体制

事務リスクとは事務上のミスや不正により損失を被るリスクのことです。

当組合では、監査部による臨店検査、及び各営業店の店内検査を毎月実施することを義務付けるなど事務処理状況の検査・指導を行い、事務能力の向上に努めるなど、事故防止に万全を期しております。

◎システムリスク管理体制

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等によるシステムの不備等や、コンピュータの不正使用により金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、平成8年からSKC（全信組共同オンライン）に加盟しておりますが、安全な運営が出来る体制の確保や、障害が発生した場合のバックアップの確保等の早期復旧が図れるよう体制の整備に努めております。

◆法令等遵守体制

金融機関の社会的責任・公共性から、法令等遵守は当然のことながら経営の最重要課題として位置付け、コンプライアンスのあり方を示した「山口県信用組合行動綱領」また業務の中で遵守すべき法令・ルールを記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定しました。このマニュアルを全役職員に配布し、研修や職場単位で実施する勉強会などで活用してコンプライアンスの周知徹底を図り、全員がルールを守ることを基本とする企業風土の確立に努めてまいります。

行動綱領

1. (信用組合の公共的使命)

当組合は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

2. (キメ細かい金融サービスの提供)

当組合は、地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献します。

3. (法令やルールの厳格な遵守)

当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

4. (地域社会とコミュニケーション)

当組合は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. (職員の人権の尊重等)

当組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

6. (環境問題への取組み)

当組合は、資源の効率的な利用や、廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。

7. (社会貢献活動への取組み)

当組合は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

また、金融自由化により、各種の金融商品が販売されるにつれて、販売や勧誘をめぐるトラブルが増えていることから、「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月から施行されました。この法律は、金融サービスにおける利用者（お客様）の保護を充実し、公正かつ円滑な金融取引が行える環境を整備することを目的として制定されたものです。当組合は次の「勧誘方針」を定め、適正な勧誘に努めてまいります。

「金融商品に係る勧誘方針」

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、充分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売などに係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

8

個人情報保護法について

個人情報保護法の全面施行に伴い、お客様の個人情報を厳格に管理し取扱うよう義務付けられました。当組合では、個人情報の利用目的を店頭に掲示し公表するとともに、個人情報保護宣言に基づき個人情報の適切な利用と厳正な管理に努めてまいります。

◆個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【機微情報にかかわる利用目的】

機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。又、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外では利用いたしません。

【個人信用情報にかかわる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

◆個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、法等という。）を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し改善してまいります。

当組合は、この保護宣言を本支店の窓口等に掲示することにより、公表しています。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別紙の業務内容並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。

(1)預金口座のご新規申込みの際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2)各地手形交換所等の共同利用客や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1)法令等に基づき必要と判断される場合

(2)公共の利益の為に必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。

その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱いに関するご質問等につきましては、下記の窓口にお申出ください。

本部 総務部

TEL 0836-84-3300 FAX 0836-83-7100

9

キャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み

当組合では、お客様の大切なご預金をお守りするため、積極的にセキュリティの強化に取り組んでいます。

◆暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単に変更できます。

ATMで暗証番号の変更が随時に何回でも変更できます。「生年月日」、「電話番号」、「車のナンバー」、「自宅の番地」等の他人に推測されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めします。

◆当組合のATMには「覗き見防止フィルター」と「後方確認ミラー」を取り付けています。

ATMの操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼っており、操作内容が覗き見されないよう、ATMをガードしています。あわせて後方確認ミラーを取り付け、お客様の安全に取り組んでいます。

◆1日の利用限度額の設定が行えます。

お客様の口座ごとに、1日の引き出し限度額と振込限度額が100万円以内で設定することができます。詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

◆偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について。

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客様に対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は営業店窓口へお問い合わせください。

◆ATMコーナーへの盗撮用カメラに対する対応について。

当組合では、ATMコーナーに盗撮用カメラが取り付けられていないか、1週間に1回点検し、お客様の安全に配慮しています。

【キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先】

受付曜日	受付時間	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	9:00～18:00	(各お取引先店電話番号) 0836-83-2563 0836-83-2413 0836-67-0046 0836-41-0888 0836-73-0010	(お取引店名) 本店営業部 高千帆支店 船木支店 西宇部支店 厚狭支店
	上記以外の時間帯	047-498-0151	信組ATMセンター (自動機集中監視センター)
土日祝	0:00～24:00	047-498-0151	信組ATMセンター (自動機集中監視センター)

金融分野におけるトラブルの早期解決を図る制度として金融 ADR 制度（裁判外紛争解決制度）が導入され、平成 22 年 10 月から指定信用事業等紛争解決機関との協定の締結が義務付けられました。

当組合では、このことを踏まえて苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルに対し、迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めています。

◆苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

〔窓口：総務部お客様相談室〕 電話番号 0836-84-3300

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除きます。）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので営業店へお申し付け下さい。

◆紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記の総務部お客様相談室または下記窓口までお申し出下さい。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

〔窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除きます。）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1

（全国信用組合会館内）

◆新しい自己資本比率について

自己資本比率とは、金融機関の体力を示す指標であり、この比率が高いほど財務内容が健全で経営の安定度も高いといえます。自己資本比率の算定方法は、平成19年3月末から新B I S規制（バーゼルⅡ）が適用されたことに伴い、リスク計測の精緻化と信用リスク、市場リスクに加えてオペレーショナル・リスクが追加されました。

◆自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）について

(1)自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成22年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金、補完的項目では期限付劣後ローンが該当します。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

地域の皆様からの普通出資金と利益金の内部留保により自己資本の充実を図っております。平成24年3月末の自己資本額は1,497百万円であり、自己資本比率は国内基準の4%を上回る9.87%となっています。また自己資本比率の基本的項目（Tier 1）比率は6.28%であります。今後も、事業計画に基づいた業務を推進し適切な利益を計上することにより資本の増加を図ってまいります。

(3)信用リスク管理に関する項目

①リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の経営悪化等により、貸出金等の元金や利息の回収ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合は、融資時の審査において融資先の経営状態を把握、返済財源の確保、並びに資金使途の確認などを確実に行うとともに、特定業種に偏ることのないよう徹底することにより信用リスクの回避に努め、また融資実行後においても融資先の定期的フォローアップを実施しています。これらのことは、「貸出事務取扱規程」・「信用リスク管理規程」等に定めて、役員への理解と遵守を促し、信用リスク管理のための態勢を構築しています。

また、個別案件ごとの審査とは別に、自己責任原則のもと適正な資産の自己査定を実施しております。具体的には、一次査定を営業店、二次査定を業務部、さらに当該部署から独立した監査部において最終査定を実施し、査定内容に厳正なチェックを行ったうえで、査定結果に基づく適正な貸倒引当金の計上を行い、健全性の確保に努めております。

②リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、下記の格付機関を利用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関を使い分けることは行っておりません。

- 日本格付研究所（J C R）
- 格付投資情報センター（R & I）
- スタンダード&プアーズ社（S & P）
- ムーディーズ・ジャパン社（Moody's Japan）

(4)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当組合は、信用リスクを削減する観点から、取引先の財務状況悪化や倒産等により受ける損失を軽減するために、必要な先については不動産担保の提供や信用保証協会の保証を付けていただく等の措置を講じています。なお、これらはいくまでも補完的な措置であり、融資については、経営者の資質、財務内容、経営環境、資金使途、返済財源等について、細心の注意を払いながら判断しています。また検討した結果、担保や保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明を行い、ご理解いただいたうえで契約するなどの適切な取扱いに努めています。

当組合が、信用リスクの削減手法として扱う主な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きは、貸出事務取扱規程等により適切な事務の取扱いと、適正な評価・管理を行っています。また、取引先が期限の利益を喪失された場合には、与信取引の範囲において、貸出金等と預金を相殺する場合がありますが、当組合が定めている貸出事務取扱規程等により適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

(7)オペレーショナル・リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、日常の業務の過程において、役職員の事務処理やシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含むリスクと考えており、それぞれのリスクについて管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めて、リスクを認識し、また計測、評価を行っています。これらのリスクに関しては、コンプライアンス定例会等におきまして、協議、検討するとともに、必要に応じて経営陣により理事会等へ報告する態勢としております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

(8)銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価等によるリスク計測によって把握するとともに、当組合が抱える市場リスク等の状況を定期的に理事会等へ報告しています。

非上場株式等に関しては、当組合が定める「有価証券運用基準」などに基づいた適正な運用・管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券会計処理基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(9)銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合は定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講ずる態勢にしています。

また、当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを証券管理システムにより定期的に計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。なお計測の結果は理事会へ報告しています。

②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定のための主な前提及びリスク計測の頻度は次のとおりです。

計 測 手 法	ラダー方式を採用	
コア預金	対 象	流動性預金（当座・普通・貯蓄等）
	算定方法	つぎの3つのうち、最小の額を上限とする
		① 過去5年の最低残高 ② 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③ 現残高の50%相当額
満 期	5年以内（平均2.5年）	
金利感応資産・負債	貸出金、有価証券、預け金、預金、その他の金利・期間を有する資産・負債	
金利ショック幅	99パーセンタイル値または1パーセンタイル値	
リスク計測の頻度	半期毎	

◆自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）について

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	209	209
非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	209	209
特別積立金	600	500
繰越金(当期末残高)	59	33
その他の	—	—
その他有価証券の評価差損(△)		
基本的項目 (A)	1,078	952
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	72	115
負債性資本調達手段等	450	450
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	450	450
補完的項目不算入額(△)	—	20
補完的項目 (B)	522	544
自己資本総額 [(A)+(B)] (C)	1,600	1,497
控除項目不算入額(△)	—	—
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C)-(D)] (E)	1,600	1,497
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス)項目	13,523	13,954
オフ・バランス取引等項目	261	144
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,098	1,061
リスク・アセット等計 (F)	14,883	15,159
単体 Tier 1 比率 (A) / (F)	7.24%	6.28%
単体自己資本比率 (E) / (F)	10.75%	9.87%

- (注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。なお、特例を考慮しない場合の金額は133百万円であります。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	13,784	551	14,098	563
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	13,784	551	14,098	563
(i) ソブリン向け	45	1	45	1
(ii) 金融機関向け	1,924	76	2,008	80
(iii) 法人等向け	5,860	234	6,269	250
(iv) 中小企業等・個人向け	931	37	847	33
(v) 抵当権付住宅ローン	179	7	168	6
(vi) 不動産取得等事業向け	1,057	42	1,042	41
(vii) 三月以上延滞等	745	29	732	29
(viii) その他	3,040	121	2,984	119
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,098	43	1,061	42
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	14,883	595	15,159	606

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産、信用保証協会等保証付等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 〈地域別・業種別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミット メント及び その他のデリバ ティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取 引			
	地域区分 業種区分	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度
国 内	29,092	29,942	273	173	1,692	2,193	-	-	1,163	1,216
国 外	300	500	-	-	300	500	-	-	-	-
地 域 別 合 計	29,392	30,442	273	173	1,992	2,693	-	-	1,163	1,216
製 造 業	1,721	1,983	36	32	400	600	-	-	-	-
農 業、林 業	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	4,047	4,065	62	51	-	-	-	-	300	372
電気・ガス・熱供給・水道業	-	524	-	-	-	523	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	592	527	-	-	-	-	-	-	3	3
卸売業・小売業	2,684	2,661	58	44	99	99	-	-	67	36
金融業、保険業	10,624	11,038	-	-	900	700	-	-	-	0
不 動 産 業	1,785	1,666	5	2	-	-	-	-	624	619
物 品 賃 貸 業	403	198	26	24	-	-	-	-	-	26
学術研究、専門・技術サービス業	10	10	0	0	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	516	480	2	2	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	471	510	-	-	-	-	-	-	-	1
生活関連サービス業、娯楽業	276	172	64	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	22	18	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス	2,092	2,075	8	10	198	299	-	-	98	92
その他の産業	127	113	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	247	330	-	-	246	326	-	-	-	-
個 人	2,885	3,112	7	6	-	-	-	-	67	63
そ の 他	887	948	-	-	147	143	-	-	-	-
業 種 別 合 計	29,392	30,442	273	173	1,992	2,693	-	-	1,163	1,216

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれています。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれています。
4. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 22 年度	360	—	—	287	72
	平成 23 年度	72	42	—	—	115
個別貸倒引当金	平成 22 年度	823	283	343	—	763
	平成 23 年度	763	148	1	—	911
合 計	平成 22 年度	1,183	283	343	287	836
	平成 23 年度	836	191	1	—	1,026

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		22年度	23年度
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度		
製 造 業	3	262	259	0	0	2	262	261	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	450	186	14	67	278	2	186	251	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	32	—	—	—	32	—	—	—	0	—
卸 売 業、小 売 業	29	28	0	59	1	10	28	77	—	1
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	247	230	17	17	34	1	230	246	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	25	—	—	—	25	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	4	4	—	—	—	—	4	4	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	33	31	0	—	2	2	31	29	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	21	20	0	0	1	5	20	14	—	—
合 計	823	763	291	171	351	24	763	911	0	1

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 22 年度		平成 23 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	100	584	100	674
10%	—	4,255	—	4,114
20%	328	9,652	838	10,074
35%	—	515	—	480
50%	819	672	1,125	716
75%	—	1,604	—	1,336
100%	704	9,767	613	9,962
150%	—	390	—	377
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	1,952	27,440	2,708	27,734

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	885	833	490	93	-	-	-	-
① ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	555	583	-	-	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	237	182	351	31	-	-	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	2	-	-	-	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	31	1	-	-	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等	-	-	15	13	-	-	-	-
⑧ その他	58	65	123	48	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。
 3. その他とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には信用保証協会等保証付等が含まれます。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	241	241	258	258
非 上 場 株 式 等	112	-	112	-
合 計	353	241	370	258

- (注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	-	-

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度
評価損益	△ 149	△ 133

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度
評価損益	-	-

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	156	△ 1

(注)金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックはパーセンタイル値（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額を算出する方法）を用いて金利リスクを算出しております。

12 役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)

会 長 (非常勤)	藤 田 保 郎	常 勤 監 事	梶 田 重 樹
理 事 長 (代表理事)	稲 田 匠 美	員 外 監 事 (非常勤)	伊 藤 紀 光
専 務 理 事 (常 勤) 審 査 部 長	徳 原 博 孝	監 事 (非常勤)	銭 谷 義 則
専 務 理 事 (常 勤)	内 山 哲 男		
常 務 理 事 (常 勤) 総 務 部 長	福 田 好 孝		
理 事 (常 勤) 高 千 帆 支 店 長	須 田 要 輔		
理 事 (常 勤) 本 店 営 業 部 長	西 田 寛 夫		
理 事 (非常勤)	佐々木 哲 夫		
理 事 (非常勤)	西 川 進		

(平成 24 年 6 月 27 日現在)

13 報酬体系について

◆対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会で定められた報酬限度額
理 事	51,467	70,000
監 事	3,560	10,000
合 計	55,027	80,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。

注3. 上記以外に支払った役員賞与金、退職慰労金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

◆対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

14

組合員の推移

(単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個 人	5,846	5,776	5,722	5,674	5,616
法 人	587	585	583	576	569
合 計	6,433	6,361	6,305	6,250	6,185

当期における我が国経済を顧みますと東日本大震災の影響による厳しい状況から徐々に持ち直しの動きがみられましたものの、電力需要の制約や急激な円高の進行に加え、欧州の政府債務危機などを背景とした海外経済の減速により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。このような環境の中で、当組合の主要取引である中小零細事業者の業況は、売上げの不振や受注の減少が続いており、これに大震災や円高の影響が加わったため非常に厳しい状況にありました。

金融面では、平成 24 年 3 月末までの時限措置となっていた「中小企業金融円滑化法」が平成 25 年 3 月末まで再延長されることになりましたが、信用組合業界では、中小企業金融円滑化法の施行以前から、取引先からの貸出条件の変更等の要請には一貫して真摯に対応し、中小零細事業者の実態に即した経営支援に取組み、地域経済の活性化に努めてきたところであります。

こうした経営環境の中、当組合は組合員の皆様の変わらぬ力強いご支援を受けながら、役職員が一体となって鋭意努力を重ねてまいりました結果、期末預金につきましては、27,794 百万円（対前期比 3.99%増）、また期末貸出金につきましては 16,337 百万円（対前期比 0.13%増）となり、預金・貸出金とも前年度を上回る実績となりました。

収益面におきましては、金融機関本来の収益力を示す実質業務純益は 76 百万円を計上しましたが、大口融資取引先の倒産、また将来発生するおそれのある貸倒損失に備えて、融資先の債務者区分や担保価値を厳しく見直し、貸倒引当金を 191 百万円積み増したことから当期純損失を 119 百万円計上することとなりました。

しかし、金融機関の健全性を示す自己資本比率はリスク・アセット等の改善を図った結果 9.87%と国内基準(4%)を大きく上回る水準を維持しております。

24 年度は、厳しい経済環境の中で、他金融機関との競合が一段と激化することが予想されます。こうした情勢の中で従来にも増して、苦境に立つ中小零細事業者等の経営支援・金融円滑化に取組むとともに、コンプライアンスやリスク管理などの内部管理態勢の整備・充実により経営の健全性の維持・確保に努め、強固な経営基盤の確立を図るべく、役職員一同全力を尽くす所存であります。

何卒、これまで以上に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

16

営業地区と店舗配置

(1) 営業地区

山陽小野田市・宇部市・美祢市・山口市（旧吉敷郡に限る）

(2) 店舗配置

現在の店舗配置は、次のとおり5店舗となっております。

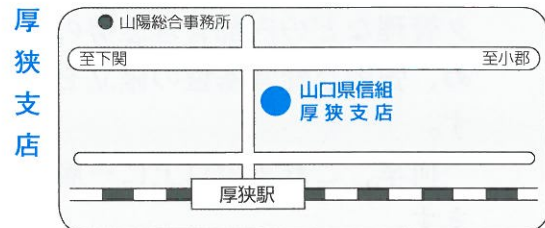
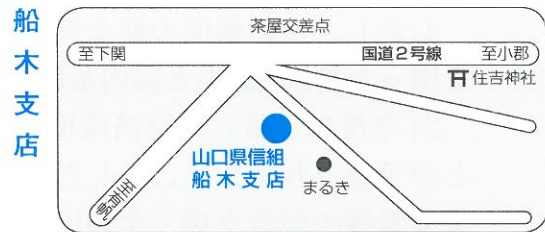
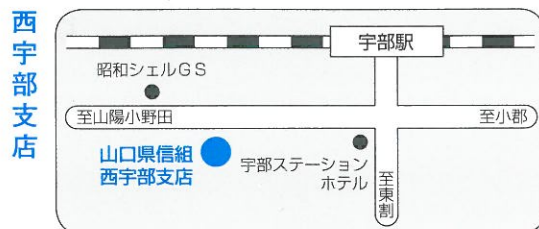
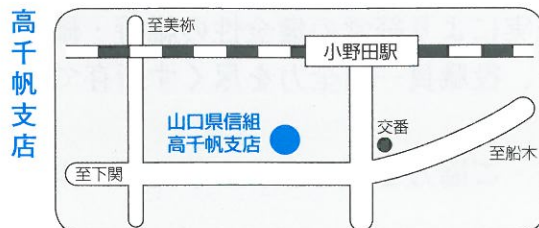
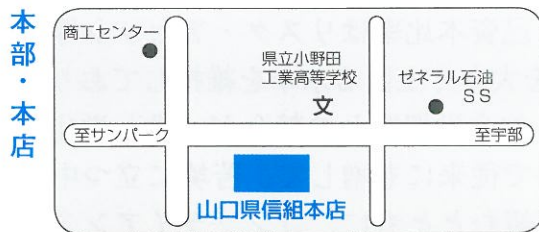
店舗の名称	所在地	電話番号	FAX番号
本部	山陽小野田市中央一丁目2番40号	(代) 0836-84-3300	0836-83-7100
本店営業部	同上	(代) 0836-83-2563	0836-83-6900
高千帆支店	山陽小野田市日の出三丁目8番3号	(代) 0836-83-2413	0836-83-7588
船木支店	宇部市大字船木667番地10	(代) 0836-67-0046	0836-67-2188
西宇部支店	宇部市西宇部南三丁目2番28号	(代) 0836-41-0888	0836-41-0457
厚狭支店	山陽小野田市厚狭一丁目2番22号	(代) 0836-73-0010	0836-72-2149

(注)船木支店は平成24年9月21日の営業終了をもって閉鎖し、高千帆支店へ統合します。

(3) 店舗外キャッシュコーナー（3出張所）

出張所の名称	所在地	ATMご利用時間
おのだサンパーク出張所	山陽小野田市中川六丁目4番1号	平日10:00~19:00 土曜日10:00~17:00 日曜・祝日10:00~17:00
ウエスタまるき中川店出張所	山陽小野田市中川二丁目6633番地1	平日9:30~18:00 土曜日9:30~17:00 日曜・祝日9:30~17:00
埴生出張所	山陽小野田市埴生（ドライブインみちしお横）	平日8:00~20:00 土曜日9:00~17:00 日曜・祝日9:00~17:00

◎本部・営業店舗の所在図



◆預金・積金

種 類	お預入期間	お預入金額	特 色
総合口座	自由	1円以上	普通預金と定期預金・自動融資がセットになっており、資金を有利に運用しながら、いざというとき便利な預金です。 なお、自動融資は定期預金の90%（最高200万円までご利用いただけます）までです。
普通預金	自由	1円以上	ご家庭のサイフ代わりにおつかいください。給与振込みや公共料金等の自動支払もできます。
無利息型普通預金 (決済用預金)	自由	1円以上	「総合口座」「普通預金」と同じ機能を持ち、お利息はつきませんが預金保険制度により全額保護されています。
貯蓄預金	自由	1円以上	基準残高に応じて金利が変動し、定期預金なみの高利回りとなっております。
当座預金	自由	1円以上	事業者の支払いに便利な小切手・手形を利用する預金です。
通知預金	7日以上	5,000円以上	まとまった資金の短期運用に便利、お引出しは2日前までにご連絡ください。
納税準備預金	入金は自由、お支払いは納税時	1円以上	納税のための預金です。普通預金よりも利息が高く、また、お利息は非課税です。
定期預金	スーパー定期	1ヵ月～5年	100円～300万円未満
	スーパー定期	1ヵ月～5年	300万円以上
	大口定期	1ヵ月～5年	1,000万円以上
	期日指定定期	3年	100円～300万円未満
変動金利定期	3年	100円以上	まとまった資金を一番有利に運用する預金です。総合口座にセットすることができます。6ヵ月毎に金利の変わる変動金利型もあります。
積立定期預金	1年～5年	100円以上	(いつでも自由) 目標に向かって計画的かつ有利に積立できます。
定期積金	1年～5年	100円以上	毎月きまった金額を積立て、財産の貯蓄に便利です。

※預金等の保護について

金融機関が万一破綻した場合に、預金保険で保護される預金等の額は、「無利息、要求払い、決済サービスの提供」という3つの要件を全て満たす決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等です。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・貯蓄預金・通知預金・定期積金・納税準備預金等	元本1,000万円までとその利息等保護
外貨預金・譲渡性預金等		保護対象外

◆各種サービス

種 類	内 容
自動預払ATM	カード一枚でお引き出しができます。ATMは通帳でのお預け入れもできます。 本店・高千帆支店・船木支店・西宇部支店・厚狭支店及びおのだサンパーク・ウエスタまるき中川店・埴生(みちしお)の店舗外キャッシュコーナーでご利用できます。
デビットカードサービス	ジェイデビットのマークのある加盟店で、お手持ちのキャッシュカードによりお買い物の支払いができます。
キャッシュサービス	キャッシュカード一枚で、全国のMICS加盟金融機関及び郵便局またセブンイレブン等でお引き出しできます。
クレジットカード	ピーターパンカード、JCB、UFJ、DC、VISA等各種クレジットのお取扱い。
給与振込	お給料、ボーナスの自動受け取り。
年金振込	あなたの年金が指定した口座に自動的に入金されます。
貸金庫	重要書類、貴重品等を安全にお守りします。秘密保持も万全です。
夜間金庫	お店の売上金の盗難防止に役立ちます。
自動支払いサービス	公共料金、税金、クレジット等の自動支払いです。
為替サービス	全国どこへでもスピーディーなお振込みができます。
株式等払い込み	会社設立、増資の払い込みのお取扱い。

◆個人ローン

種 類	資金のお使い道	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住 宅 ロ ー ン	住宅の購入・新築・建替え・増改築・住宅予定地の購入・住宅資金の借換資金	10万円以上 6千万円以内	35年以内	土地・建物・保証人1名以上 (保証会社の保証の場合、 保証人不要)
山陽小野田市 水洗便所改造資金	水洗便所改造資金 (山陽小野田市の斡旋者対象)	10万円以上で 市が指定した額	60ヵ月以内	担保・保証人不要
宇部市下水道 排水設備整備資金	下水道排水設備整備資金 (宇部市の斡旋者対象)	10万円以上 60万円以内	60ヵ月以内	保証会社の保証
フ リ ー ロ ー ン	ご自由 (事業性資金、旧債返済資金は除く)	10万円以上 300万円以内	7年以内	保証会社の保証
シルバライフローン	ご自由 (事業性資金、旧債返済資金は除く)	10万円以上 100万円以内	5年以内	保証会社の保証
しんくみパートナーズ	個人事業者向け事業資金	50万円以上 500万円以内	5年以内	保証会社の保証
カ ー ド ロ ー ン	ご自由 (事業性資金、旧債返済資金は除く)	10万円以上 300万円以内	3年 原則として自動更新	保証会社の保証
リフォームローン	自宅の改築・改装資金	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	保証会社の保証
リフォームローン・ワイド	リフォーム関連資金・リフォーム資金に関するローンの借換資金	100万円以上 1千万円以内	6ヵ月以上 15年以内	保証会社の保証
カーライフローン	車両購入・修理・車検・運転免許取得資金	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 7年以内	保証会社の保証
奨 学 ロ ー ン	入学金・授業料・アパート代等の費用	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 9年以内	保証会社の保証
ス ー パ ー 30 (当座貸越)	ご自由 (事業性資金、旧債返済資金は除く)	30万円以内	3年 原則として自動更新	保証会社の保証
ス ー パ ー 50 (当座貸越)	ご自由 (事業性資金、旧債返済資金は除く)	50万円以内	3年 原則として自動更新	保証会社の保証
スーパーフリーローン	ご自由(旧債借換資金も利用可) 但し、事業性資金は除く	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 10年以内	保証会社の保証
スーパークイックローン	ご自由 (事業性資金、旧債借換資金も利用可)	10万円以上 100万円以内	6ヵ月以上 5年以内	保証会社の保証
国の教育ローン (日本政策金融公庫代理貸付)	学校教育法等に定める教育施設に入学・在学に要する費用	200万円以内	10年以内	財教育資金融資保証基金 または保証人1名

(注) 金利は各制度により異なり、また、金融情勢により変更されますので省略してあります。
なお、詳細は窓口でご相談ください。

◆事業者向け融資

種 類	内 容
一 般 融 資	1. 手形割引……………一般商業手形の割引 2. 手形貸付……………運転資金等短期のご融資 3. 証書貸付……………設備資金等長期のご融資 4. 当座貸越……………一定の極度まで繰り返し自由にご利用可能
県・市制度融資	山口県、山陽小野田市、宇部市の各制度融資を取り扱っております。
代 理 貸 付	日本政策金融公庫、商工中金、全国信用協同組合連合会、中小企業基盤整備機構等の貸付け取扱い窓口として代理業務を取扱っております。

(注) ご事業に必要な資金は、どんなことでもご相談ください。

18

手数料の一覧

◆主な手数料

振込	他行宛	電信扱い	3万円未満	630円
			3万円以上	840円
	当組合本支店宛		3万円未満	315円
			3万円以上	525円
	同一店舗		3万円未満	210円
			3万円以上	420円
給与振込	当組合同一店舗・本支店宛			無料
	他行宛		3万円未満	630円
3万円以上			840円	
カード振込	他行宛		3万円未満	315円
			3万円以上	525円
	当組合本支店宛		3万円未満	105円
			3万円以上	210円
同一店舗			無料	
取立	他行宛	貸出に係るもの		840円
		上記以外のもの		630円
	同一交換区域内の手形・小切手（本支店のものは除く）			
その他	送金・振込組戻料（本支店間も含む）			1,050円
	取立手形（組戻料・不渡返却料・店頭呈示料）			1,050円
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料			(1件)	1,050円
出資証券再発行手数料			(1枚)	1,050円
自己宛小切手発行手数料			(1枚)	525円
残高証明書発行手数料	所定のもの		(1通)	525円
	所定外のもの		(1通)	1,050円
支払利息証明書発行手数料			(1通)	1,050円
預金・融資（履歴・明細）発行手数料			(1件)	525円
各種調査資料作成手数料			(1枚) 525円 (2枚目以降はプラス105円)	
当座小切手帳			(1冊：50枚)	840円
約束手形帳			(1冊：50枚)	1,050円
為替手形帳			(1冊：50枚)	1,050円
普通・当座入金帳			(1冊)	1,050円
マル専口座開設料			(1件)	3,150円
マル専約束手形用紙			(1枚)	525円
CD / ATM 他行間利用手数料				105円
CD / ATM 延長時間帯および土曜日・日曜日・祝日利用手数料				105円
株式・出資払込事務取扱手数料			(払込金額の3/1,000) × 1.05	
返済予定表再発行手数料			(1件)	1,050円
融資証明書発行手数料			(1通) (証明金額の2/10,000) × 1.05	
不動産担保取扱手数料	(新規設定事務) 3千万円以上		(1件)	52,500円
	" (") 1千万円以上		(1件)	31,500円
	" (") 1千万円未満		(1件)	15,750円
	" (追加設定事務)		(1件)	15,750円
	" (極度変更事務)		(1件)	15,750円
	" (順位変更事務)		(1件)	15,750円
" (一部抹消事務 (事業用不動産))			(1件)	15,750円
住宅ローン返済条件変更等手数料 (一部繰上返済)			(1件)	3,150円
" (全額繰上返済)			(1件)	5,250円
各種貸出金の条件変更手数料			(1件)	10,500円
貸金庫使用料			大型1年間	8,400円
			小型1年間	5,250円
夜間金庫使用料			使用料月額	6,300円
窓口両替手数料	301枚～1,000枚			525円
	1,001枚以上			1,050円
両替持参手数料	50万円未満		1回につき	525円
	50万円以上		1回につき	840円
硬貨入金手数料			1,000枚以上	210円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

資料編

独立監査人の監査報告書

平成24年5月25日

山口県信用組合
理事会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹之内高司

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤次男

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、山口県信用組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び附随行規並びに我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び附随行規並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第61期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成24年6月28日

山口県信用組合

理事長 稲田匠美

会計監査人による監査

「協同組合による金融事業に関する法律」(協金法)第5条の8第3項の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

代表理事による適正性・有効性の確認

平成18年3月期以降の決算期に係るディスクロージャー誌に、代表理事が「直近の事業年度における財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨」を記載することになりました。

経理・経営内容

1. 貸借対照表

(単位：千円)

◆資産の部

科 目	平成 22 年度	平成 23 年度
(資産の部)		
現 金	436,948	443,394
預 け 金	9,554,398	9,999,578
有 価 証 券	2,236,389	2,958,043
国 債	146,969	230,661
社 債	1,398,006	1,822,888
株 式	243,944	260,437
その他の証券	447,470	644,056
貸 出 金	16,315,708	16,337,211
割 引 手 形	441,500	465,007
手 形 貸 付	3,927,720	4,289,873
証 書 貸 付	10,890,710	10,502,354
当 座 貸 越	1,055,777	1,079,976
そ の 他 資 産	250,116	221,492
未 決 済 為 替 貸	1,264	3,059
全 信 組 連 出 資 金	110,000	110,000
未 収 収 益	86,449	64,573
そ の 他 の 資 産	52,402	43,859
有 形 固 定 資 産	308,544	285,602
建 物	126,781	115,430
土 地	114,606	114,606
その他の有形固定資産	67,156	55,565
無 形 固 定 資 産	3,483	3,122
ソ フ ト ウ ェ ア	1,597	1,239
その他の無形固定資産	1,885	1,883
繰 延 税 金 資 産	13,539	20,693
債 務 保 証 見 返	273,055	173,137
貸 倒 引 当 金	△ 836,543	△ 1,026,254
(うち個別貸倒引当金)	(△ 763,991)	(△ 911,027)
資 産 の 部 合 計	28,555,640	29,416,022

◆負債及び純資産の部

科 目	平成 22 年度	平成 23 年度
(負債の部)		
預 金 積 金	26,726,562	27,794,084
当 座 預 金	211,251	188,832
普 通 預 金	6,324,043	7,617,617
貯 蓄 預 金	2,905,763	2,673,591
通 知 預 金	7,400	100,000
定 期 預 金	16,458,564	16,196,194
定 期 積 金	741,767	952,970
そ の 他 の 預 金	77,772	64,878
借 用 金	450,000	450,000
借 入 金	450,000	450,000
そ の 他 負 債	66,795	60,428
未 決 済 為 替 借	6,649	4,741
未 払 費 用	24,286	21,300
給 付 補 填 備 金	1,512	2,300
未 払 法 人 税 等	456	456
前 受 収 益	27,820	23,325
払 戻 未 済 金	335	480
そ の 他 の 負 債	5,735	7,824
賞 与 引 当 金	16,669	16,631
退 職 給 付 引 当 金	31,678	31,030
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	26,331	26,331
偶 発 損 失 引 当 金	29,470	39,099
債 務 保 証	273,055	173,137
負 債 の 部 合 計	27,620,562	28,590,742
(純資産の部)		
出 資 金	209,389	209,072
普 通 出 資 金	209,389	209,072
利 益 剰 余 金	875,090	749,484
利 益 準 備 金	209,659	209,659
そ の 他 利 益 剰 余 金	665,431	539,825
特 別 積 立 金	550,000	600,000
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	115,431	△ 60,174
組 合 員 勘 定 合 計	1,084,479	958,556
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 149,400	△ 133,276
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 149,400	△ 133,276
純 資 産 の 部 合 計	935,078	825,279
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	28,555,640	29,416,022

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の各表における金額についても同様であります。

(貸借対照表の注記事項)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却減価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～30年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によるしております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

また、正常先及び要注意先債権に係る信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を引当てしております。
- 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1)制度全体の積立状況に関する事項（23年3月31日現在）

年金資産の額	283,181 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	334,799 百万円
差引額	△ 51,618 百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（平成22年4月分～平成23年3月分）0.266%

(3)補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高14,916百万円及び繰越不足金36,701百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金4百万円を費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当てております。
11. 偶発損失引当金は、破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方法によっております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 436百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額 645百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は73百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由、又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
16. 貸出金のうち、延滞債権額は2,084百万円であります。
なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は9百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は186百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,354百万円であります。
なお、15.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、パソコン・ファクシミリ・複写機について、リース契約により使用しています。
21. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、465百万円であります。
22. 公金取扱い、手形交換取引のために預け金1百万円を担保提供しております。
上記のほか、為替取引、全国信用組合保障基金及び全国信用協同組合連合会との当座貸越契約のために預け金1,382百万円を担保として提供しておりますが、これらに対応する債務はありません。
23. 出資1口当たりの純資産額は1,973円66銭です。
24. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクにさらされております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクにさらされております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案内ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の金融商品の金利リスク計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを管理システムにより定期的に計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

なお計測の結果は理事会へ報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式は、純投資目的又は事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動類を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は1百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変動との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金 (*1)	9,999	10,029	29
(2)有価証券	2,955	2,996	40
満期保有目的の債券	2,450	2,490	40
その他有価証券	505	505	-
(3)貸出金 (*1)	16,337		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,021		
	15,315	15,642	327
金融資産計	28,270	28,668	397
(1)預金積金 (*1)	27,794	27,799	5
(2)借入金 (*1)	450	450	-
金融負債計	28,244	28,249	5

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債権は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26. から 29. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	2

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

以下 29. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	126 百万円	131 百万円	4 百万円
社 債	1,516	1,545	28
その他	200	209	9
小 計	1,843	1,886	42

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	306 百万円	304 百万円	△ 2 百万円
その他	300	300	△ 0
小 計	606	604	△ 2
合 計	2,450	2,490	40

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に該当する有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
その他	103 百万円	99 百万円	3 百万円
小 計	103	99	3

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	258 百万円	360 百万円	△ 102 百万円
その他	3,943	3,978	△ 34
小 計	4,201	4,338	△ 137
合 計	4,305	4,438	△ 133

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処

理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありませ
 せん。また、時価が「著しく下落した」と判定するための基準は、取得原価に対する当事
 業年度末における時価の下落率が50%以上である場合には著しい下落であると判定し、下
 落率が30%以上50%未満の銘柄については、信用状況ならびに時価の推移を検討し、判定
 しております。

3. 上記の評価差額△133百万円を「その他の有価証券評価差額金」に計上しております。

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとお
 りであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	323 百万円	908 百万円	721 百万円	100 百万円
国 債	24	102	103	-
社 債	299	805	617	100
そ の 他	3,810	400	232	-
合 計	4,134	1,309	954	100

(注)その他の1年以内は譲渡性預け金3,800百万円が含まれております。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受け
 た場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けるこ
 とを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,055百万円であり、全ての
 契約が原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高その
 のものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これら
 の契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実
 行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限度の減額をすることができる旨の条件が付けられて
 おります。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約
 後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約
 の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	285 百万円
税務上の繰越欠損金	93 百万円
その他有価証券評価差額金	39 百万円
減価償却限度額超過額	22 百万円
その他	61 百万円
繰延税金資産小計	502 百万円
評価性引当額	△481 百万円
繰延税金資産合計	20 百万円

32. 追加情報

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂
 正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬
 の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準指針第24号平成21年12月4日）を適用し
 ております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告
 第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

以 上

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 22 年度	平成 23 年度
経 常 収 益	670,461	619,474
資 金 運 用 収 益	637,452	588,530
貸 出 金 利 息	510,935	478,911
預 け 金 利 息	75,514	52,608
有価証券利息配当金	46,601	52,609
その他の受入利息	4,400	4,400
役 務 取 引 等 収 益	29,394	27,438
受入為替手数料	18,468	17,335
その他の役務収益	10,926	10,103
そ の 他 業 務 収 益	534	1,549
その他の業務収益	534	1,549
そ の 他 経 常 収 益	3,079	1,955
償却債権取立益		649
その他の経常収益	3,079	1,305
経 常 費 用	607,738	745,473
資 金 調 達 費 用	57,476	48,034
預 金 利 息	44,641	34,977
給付補填備金繰入額	1,584	1,776
借 用 金 利 息	11,249	11,280
役 務 取 引 等 費 用	35,891	31,100
支払為替手数料	4,952	4,806
その他の役務費用	30,938	26,294
そ の 他 業 務 費 用	-	1
その他の業務費用	-	1
経 常 費	479,532	462,124
人 件 費	316,525	305,883
物 件 費	157,448	150,300
税 金	5,558	5,940
その他の経常費用	34,838	204,212
貸倒引当金繰入額	-	191,495
貸 出 金 償 却	195	16
株 式 等 売 却 損	-	-
株 式 等 償 却	-	-
その他の経常費用	34,642	12,700
経 常 利 益 (又は経常損失)	62,722	△ 125,998

科 目	平成 22 年度	平成 23 年度
特 別 利 益	4,535	-
貸倒引当金戻入益	4,145	
償却債権取立益	390	
特 別 損 失	154	24
固定資産処分損	154	24
減 損 損 失	-	-
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	67,103	△ 126,022
法人税・住民税及び事業税	456	456
法人税等調整額	9,104	△ 7,153
法人税等合計	9,561	△ 6,697
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	57,542	△ 119,325
繰越金(当期首残高)	57,888	59,150
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	115,431	△ 60,174

(損益計算書の注記事項)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純損失 284円85銭
以上

3. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成 22 年度	平成 23 年度
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	115,431	△ 60,174
積立金取崩額	-	100,000
剰余金処分数額	56,280	6,268
利益準備金	-	-
出資に対する配当金	6,280	6,268
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
役員賞与金	-	-
特別積立金	50,000	-
(うち経営安定積立金)	(50,000)	(-)
繰越金(当期末残高)	59,150	33,556

4. 粗利益

(単位：千円)

科 目	平成 22 年度	平成 23 年度
資金運用収益	637,452	588,530
資金調達費用	57,476	48,034
資金運用収支	579,976	540,495
役務取引等収益	29,394	27,438
役務取引等費用	35,891	31,100
役務取引等収支	△ 6,496	△ 3,662
その他業務収益	534	1,549
その他業務費用	-	1
その他業務収支	534	1,548
業務粗利益	574,014	538,382
業務粗利益率	1.97%	1.85%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

5. 業務純益

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度
業務純益	94,482	33,583

6. 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度
人 件 費	316,523	305,883
報酬給料手当	263,706	256,405
賞与引当金純繰入額	930	△ 37
退職給付費用	20,000	18,265
社会保険料等	31,887	31,249
物 件 費	157,448	150,300
事務費	64,662	63,625
固定資産費	20,826	23,734
事業費	11,680	11,681
人事厚生費	2,361	1,713
減価償却費	35,243	26,909
その他	22,675	22,636
税金	5,558	5,940
経費合計	479,532	462,124

(注) 人件費は平成 13 年度より賞与引当金純繰入額を計上しております。

7. 役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度
役務取引等収益	29,394	27,438
受入為替手数料	18,468	17,335
その他の受入手数料	10,926	10,103
その他の役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	35,891	31,100
支払為替手数料	4,952	4,806
その他の支払手数料	25,839	20,694
その他の役務取引等費用	5,098	5,599

8. 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度
受取利息の増減	△ 40,815	△ 48,922
支払利息の増減	△ 25,561	△ 9,442

9. 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	780,690	771,887	721,976	670,461	619,474
経常利益 (又は経常損失)	△ 349,342	10,630	33,292	62,722	△ 125,998
当期純利益 (又は当期純損失)	△ 471,301	32,074	33,283	57,542	△ 119,325
預金積金残高	28,093,162	27,094,652	26,645,561	26,726,562	27,794,084
貸出金残高	16,571,478	15,953,609	16,152,607	16,315,708	16,337,211
有価証券残高	1,386,339	1,457,005	2,190,948	2,236,389	2,958,043
総資産額	29,241,075	28,545,270	28,205,545	28,282,585	29,242,885
純資産額	938,986	801,867	944,980	935,078	825,279
自己資本比率(単体)	6.42%	10.21%	10.55%	10.75%	9.87%
出資総額	208,870	208,946	209,659	209,389	209,072
出資総口数	417,741口	417,893口	419,318口	418,778口	418,145口
出資に対する配当金	6,233	6,262	6,285	6,280	6,268
職員数	47人	50人	47人	47人	45人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

10. 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	22年度	29,074 ^{百万円}	637,452 ^{千円}	2.19%
	23年度	29,019	588,530	2.02
うち 貸出金	22年度	16,478	510,935	3.10
	23年度	16,071	478,911	2.97
うち 預け金	22年度	10,155	75,514	0.74
	23年度	10,023	52,608	0.52
うち 金融機関貸付等	22年度	—	—	—
	23年度	—	—	—
うち 有価証券	22年度	2,329	46,601	2.00
	23年度	2,814	52,609	1.86
資金調達勘定	22年度	27,528	57,476	0.20
	23年度	27,745	48,034	0.17
うち 預金積金	22年度	27,077	46,226	0.17
	23年度	27,294	36,754	0.13
うち 譲渡性預金	22年度	—	—	—
	23年度	—	—	—
うち 借入金	22年度	450	11,249	2.50
	23年度	450	11,280	2.50

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成22年度9百万円、平成23年度11百万円)を控除して表示してあります。

11. 先物取引の時価情報

取扱いはありません。

12. オフバランス取引の状況

金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替取引、その他金融派生商品等の取扱いはありません。

13. 総資金利鞘等

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度
資金運用利回(a)	2.19	2.02
資金調達原価率(b)	1.95	1.83
資金利鞘(a-b)	0.24	0.19

14. 総資産利益率

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.21	△ 0.43
総資産当期純利益率	0.19	△ 0.41

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

15. その他業務利益の内訳

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
その他業務収益	534	1,549
国債等債券償還益	—	—
国債等債券売却益	—	—
その他の業務収益	534	1,549
その他業務費用	—	1
国債等債券償還損	—	—
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	—	1
その他業務利益	534	1,548

16. 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項目	取得価格または契約価格	時価	評価損益	
有価証券	22年度末	2,385,790	2,282,441	△ 103,348
	23年度末	3,091,319	2,998,420	△ 92,899
金銭の信託	22年度末	—	—	—
	23年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	22年度末	—	—	—
	23年度末	—	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組み合わせた商品です。

17. 1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
1店舗当たりの預金残高	5,345,312	5,558,816
1店舗当たりの貸出金残高	3,263,141	3,267,442

18. 職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
職員1人当たりの預金残高	568,650	617,646
職員1人当たりの貸出金残高	347,142	363,049

19. 預貸率および預証率

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度	
預貸率	(期末)	61.04	58.77
	(期中平均)	60.85	58.88
預証率	(期末)	8.36	10.64
	(期中平均)	8.60	10.31

資 金 調 達

20. 預金種目別平均残高

(単位:千円,%)

種 目	平成 22 年度		平成 23 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,173,078	37.6	10,048,856	36.8
定期性預金	16,850,804	62.2	17,106,375	62.7
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	53,409	0.2	138,942	0.5
合 計	27,077,292	100.0	27,294,173	100.0

22. 財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	平成 22 年度末	平成 23 年度末
財形貯蓄残高	20,273	22,061

21. 預金者別預金残高

(単位:千円,%)

区 分	平成 22 年度末		平成 23 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	22,603,661	84.6	22,477,244	80.9
法 人	4,122,900	15.4	5,316,839	19.1
一般法人	3,942,831	14.7	4,629,918	16.7
金融機関	52,973	0.2	44,355	0.1
公 金	127,096	0.5	642,566	2.3
合 計	26,726,562	100.0	27,794,084	100.0

23. 定期預金の固定・変動金利別残高

(単位:千円,%)

区 分	平成 22 年度末		平成 23 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	16,012,256	97.3	15,666,197	96.7
変動金利定期預金	446,308	2.7	529,997	3.3
そ の 他	-	-	-	-
合 計	16,458,564	100.0	16,196,194	100.0

資 金 運 用

24. 有価証券種類別平均残高

(単位:千円,%)

	区 分	平成 22 年度		平成 23 年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
平成 22 年度	国 債	161,411	6.9		
	地 方 債	-	-		
	社 債	1,364,005	58.6		
	株 式	357,185	15.3		
	外 国 証 券	269,041	11.6		
	その他の証券	178,117	7.6		
	合 計	2,329,761	100.0		
平成 23 年度	国 債	236,920	8.4		
	地 方 債	-	-		
	社 債	1,655,317	58.8		
	株 式	362,333	12.9		
	外 国 証 券	381,742	13.6		
	その他の証券	178,106	6.3		
	合 計	2,814,420	100.0		

25. 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:千円)

	区 分	残存期間				期間の定め の無いもの	種類別 合 計
		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超		
平成 22 年度	国 債	20,007	126,962	-	-	-	146,969
	公社・公団債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	698,418	599,588	100,000	-	1,398,006
	株 式	-	-	-	-	243,944	243,944
	外国証券	-	200,000	100,000	-	-	300,000
	その他の証券	-	13,320	134,150	-	-	147,470
	合 計	20,007	1,038,700	833,738	100,000	243,944	2,236,389
平成 23 年度	国 債	24,005	102,956	103,700	-	-	230,661
	公社・公団債	-	-	-	-	-	-
	社 債	299,472	805,753	617,661	100,000	-	1,822,888
	株 式	-	-	-	-	260,437	260,437
	外国証券	-	400,682	100,000	-	-	500,682
	その他の証券	-	-	143,374	-	-	143,374
	合 計	323,477	1,309,391	964,735	100,000	260,437	2,958,043

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

26. 貸出金種類別平均残高

(単位：千円,%)

科目	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	428,296	2.6	367,554	2.3
手形貸付	4,145,352	25.2	4,238,780	26.4
証書貸付	10,876,834	66.0	10,585,340	65.9
当座貸越	1,028,165	6.2	879,940	5.4
合計	16,478,649	100.0	16,071,616	100.0

27. 貸出金固定金利・変動金利別残高

(単位：千円,%)

区分	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	10,787,922	66.1	11,159,679	68.3
変動金利	5,527,786	33.9	5,177,532	31.7
合計	16,315,708	100.0	16,337,211	100.0

28. 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円,%)

業種別	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,176,068	7.2	1,270,943	7.8
農業、林業	193	0.0	219	0.0
漁業	683	0.0	498	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	3,917,344	24.0	4,011,558	24.6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	10,000	0.1
運輸業、郵便業	591,677	3.6	526,775	3.2
卸売業、小売業	2,440,570	15.0	2,514,269	15.4
金融業、保険業	1,553	0.0	699	0.0
不動産業	1,773,450	10.9	1,663,721	10.2
物品賃貸業	351,534	2.2	174,093	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	5,655	0.0	9,397	0.1
宿泊業	511,054	3.1	477,542	2.9
飲食業	471,352	2.9	509,795	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	135,140	0.8	171,859	1.1
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	22,192	0.1	18,676	0.1
その他のサービス	1,645,414	10.1	1,764,503	10.8
その他の産業	126,541	0.8	112,277	0.7
小計	13,170,429	80.7	13,236,830	81.0
地方公共団体	-	-	-	-
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・贈與資金等)	3,145,279	19.3	3,100,381	19.0
合計	16,315,708	100.0	16,337,211	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

29. 貸出金使途別残高

(単位：千円,%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	11,733,377	71.9	11,622,623	71.1
設備資金	4,582,330	28.1	4,714,587	28.9
合計	16,315,708	100.0	16,337,211	100.0

30. 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円,%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	696,531	27.9	662,553	27.3
住宅ローン	1,799,219	72.1	1,762,037	72.7
合計	2,495,750	100.0	2,424,590	100.0

31. 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項目	平成22年度		平成23年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	72,552	△287,860	115,227	42,675
個別貸倒引当金	763,991	△59,373	911,027	147,036
合計	836,543	△347,233	1,026,254	189,711

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

32. 貸出金および債務保証見返担保別残高

(単位：千円)

区分	貸出金残高	債務保証見返額	
当組合預金積金	平成22年度	378,848	-
	平成23年度	325,122	-
有価証券	平成22年度	-	-
	平成23年度	-	-
動産	平成22年度	-	-
	平成23年度	-	-
不動産	平成22年度	3,158,300	102,580
	平成23年度	3,039,392	-
信用保証協会・信用保険	平成22年度	5,943,640	-
	平成23年度	5,772,069	-
保証	平成22年度	6,783,896	170,475
	平成23年度	7,158,132	173,137
信用	平成22年度	51,020	-
	平成23年度	42,494	-
合計	平成22年度	16,315,708	273,055
	平成23年度	16,337,211	173,137

33. 貸出金償却額

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
貸出金償却額	195	16

(注) 平成23年度は、直接償却した金額から既に貸倒引当金として積立てた1百万円を除いております。

34. リスク管理債権および同債権に対する保全額

(単位：千円,%)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
リスク管理債権総額 (A)	2,171,502	2,354,205
破綻先債権額	55,801	73,768
延滞債権額	1,920,824	2,084,598
3ヵ月以上延滞債権額	5,845	9,207
貸出条件緩和債権額	189,032	186,632
担保・保証等 (B)	1,321,688	1,364,995
貸倒引当金 (C)	812,598	948,275
保全額合計 (D)=(B)+(C)	2,134,286	2,313,270
担保・保証等、引当金による保全率 (D) / (A)	98.28	98.26
貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)	95.62	95.86

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(D) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

35. 金融再生法開示債権および同債権に対する保全額

(単位：千円,%)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	581,509	628,612
危険債権	1,400,413	1,551,334
要管理債権	194,877	195,839
不良債権計 (A)	2,176,799	2,375,785
正常債権	14,422,689	14,147,806
合計	16,599,488	16,523,591
担保・保証等 (B)	1,326,010	1,370,661
貸倒引当金 (C)	813,573	964,189
保全額合計 (D) = (B) + (C)	2,139,583	2,334,850
担保・保証等、引当金による保全率 (D) / (A)	98.29	98.27
貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)	95.62	95.92

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

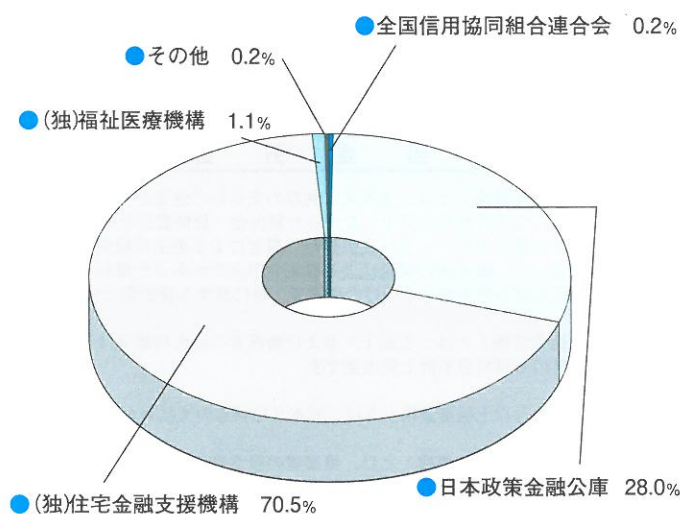
そ の 他 業 務

36. 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
全国信用協同組合連合会	5,531	2,391
(株)商工組合中央金庫	-	-
(株)日本政策金融公庫	467,707	344,311
(独)住宅金融支援機構	1,083,207	866,301
(独)福祉医療機構	14,369	12,885
そ の 他	2,900	2,900
合 計	1,573,714	1,228,788

平成 23 年度末 公庫・機構等別貸出残高構成比



37. 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金 振込	他の金融機関向け	17,630	12,246	16,498	11,859
	他の金融機関から	19,715	11,585	18,732	12,066
代金 取立	他の金融機関向け	334	219	275	212
	他の金融機関から	215	105	242	157

40. 公共債引受額

取扱いはありません。

38. 外国為替取扱高

取扱いはありません。

41. 公共債窓販実績

取扱いはありません。

39. 外貨建資産残高

取扱いはありません。

42. 当組合の子会社

(平成24年3月末現在)

該当はありません。



高千帆支店



本店



船木支店



西宇部支店



厚狭支店



いつもそばに、ずっといっしょに

山口県信用組合

- | | | |
|-------|-------------------------------|------------------------|
| 本部 | 〒756-0824
山陽小野田市中央一丁目2番40号 | TEL 0836 (84) 3300 (代) |
| 本店営業部 | 〒756-0824
山陽小野田市中央一丁目2番40号 | TEL 0836 (83) 2563 (代) |
| 高千帆支店 | 〒756-0091
山陽小野田市日の出三丁目8番3号 | TEL 0836 (83) 2413 (代) |
| 船木支店 | 〒757-0216
宇部市大字船木667-10 | TEL 0836 (67) 0046 (代) |
| 西宇部支店 | 〒759-0208
宇部市西宇部南三丁目2番28号 | TEL 0836 (41) 0888 (代) |
| 厚狭支店 | 〒757-0001
山陽小野田市厚狭一丁目2番22号 | TEL 0836 (73) 0010 (代) |